

# 訪問看護重要事項説明書

## (医療保険)

貴殿に対する訪問看護サービスの提供開始にあたり、当事業所が貴殿に説明する重要事項は次のとおりです。

#### 1. 法人概要

法人の名称	合同会社 結
所在地	射水市小島 608-4
代表者	早川 幸村

#### 2. 事業所概要

事業所名称	結リハビリ訪問看護ステーション
所在地	射水市三ヶ 1525 - 402 号室
管理者名	八箇 有希
電話番号	0766-73-2719
医療機関番号	1190080

#### 3. 事業所の職員体制

- (1) 管理者：看護師若しくは保健師：1人（常勤）
- (2) 看護職員：保健師、看護師又は准看護師：常勤換算2,5人以上（管理者含む）
- (3) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士：必要に応じて雇用し配置する。

#### 4. 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日まで ※土曜は相談に応じて可能
休日	土・日曜日、年末年始（12月30日から1月3日、その他会社の定める休日）
営業時間	午前8時30分より午後5時30分

#### 5. 事業目的

この訪問看護事業は、安心して在宅生活を送ることができるよう、専門性を生かし心身機能、日常生活活動の維持、向上に努めます。また、主治医や他職種と密接に連携し、訪問看護計画に基づき訪問看護を提供することを目的とします。

## 6. 運営方針

- (1) 訪問看護の実施に当たっては、利用者の心身の特性を踏まえて、日常生活動作の維持、向上を図るとともに利用者の生活の質が高められるような在宅療養生活の充実に向けて支援します。
- (2) 事業の実施に当たっては、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携に努め、総合的な支援を心がけます。

## 7. サービス提供地域

- ・射水市 ※射水市以外の地域に関しては相談に応じて可能。

## 8. サービス内容

看護師その他省令で定める者が療養上の世話又は必要な診療の補助を行うサービスで、主治医の指示に基づき次の内容のサービスを行います。

- ① 病状・全身状態の観察
- ② 清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③ 食事及び排泄等日常生活の世話
- ④ 褥瘡の予防
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ 認知症の看護
- ⑦ 療養生活や介護方法の指導
- ⑧ その他医師の指示による医療処置

## 9. サービス利用料金

医療保険による訪問看護	
訪問看護基本療養費Ⅰ	週3日目まで 5,550円(5,050円)
	週4日目以降 6,550円(6,050円)
訪問看護基本療養費Ⅱ	同一日に2人まで 訪問看護基本療養費Ⅰと同様
	同一日に3人以上(1人目から)
	週3日目まで 2,780円(2,530円)
	週4日目以降 3,280円(3,030円)
訪問看護基本療養費Ⅲ	8,500円 (入院中に1回、厚生労働大臣が定める疾病等は入院中に2回)

※括弧内は准看護師による訪問

## 加算料金

訪問看護管理療養費	月の初日	7,670 円
	2 日目以降	3,000 円
24 時間対応体制加算	月に 1 回	6,800 円
特別管理加算	A <sup>※1</sup>	5,000 円
	B (A 以外の場合)	2,500 円
複数名訪問看護加算	週 1 回	4,500 円 (3,800 円)
難病等複数回訪問看護加算	訪問回数に応じて	2 回 4,500 円
		3 回以上 8,000 円
長時間訪問看護加算	週 1 回	5,200 円
退院時共同指導加算		8,000 円
訪問看護ターミナルケア療養費 1		25,000 円
乳幼児加算	1 日につき	1,300 円
夜間・早朝訪問看護加算	18～22 時、6～8 時	2,100 円
深夜訪問看護加算	22～6 時	4,200 円
訪問看護医療 DX 情報活用加算 <sup>※2</sup>	月に 1 回	50 円

### ※1：重症度等の高いもの

- ・在宅悪性腫瘍患者指導管理、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態。
- ・気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態。

### ※2：訪問看護医療 DX 情報活用加算について

当事業所では医療 DX 推進体制を整えております。

マイナンバーカードを通してオンラインでの資格を確認し取得した資格情報をもとに訪問看護の実施に関する計画的な管理を行い質の高い医療を提供します。

これにより訪問看護医療 DX 情報活用加算として定められた額を所定額に加算します。

### \* 交通費

通常の事業の実施地域を越えて行う訪問看護に要した交通費はその実費を徴収致します。

往復距離：40 円/km で算出いたします

- ① 訪問看護サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣の定める基準によるものとし、該当指定訪問看護が法定代理受領サービスである時は、その保険の負担割合に応じた額とします
- ② 提供を受ける訪問看護サービスが医療保険の適用を受けない部分においては、利用料の全額をお支払い頂きます。
- ③ 毎月 15 日前後に前月分の請求明細書をお渡しします。
- ④ 毎月の利用料は、原則として口座引き落としとさせていただきます。

## 10. キャンセル料

サービスの変更については、サービスの実施予定日の前日までに当事業所へご連絡下さい。ご連絡がなかったために生じた障害については、サービス提供料の50%をキャンセル料として頂きます。

## 11. サービス提供を行う訪問職員

- ① サービス提供時に、担当の訪問職員を決定します。ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問職員が交代してサービス提供します。
- ② 理学療法士等による訪問看護は、その訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである為、利用者の心身の状態等を評価する観点から、利用開始時、以降は定期的に看護職員による訪問を行わせて頂きます。

※職員は、常時身分証明書を携帯しておりますので、必要な場合はいつでも、その提示をお求め下さい。

## 12. 苦情申し立て窓口

訪問看護サービスについて、ご不明の点や疑問、事業所が提供するサービスへの不満・苦情がございましたら、お気軽にご相談ください。窓口担当者と管理者が責任を持って調査、改善させていただきます。

### 結リハビリ訪問看護ステーション 相談、苦情窓口

相談先	結リハビリ訪問看護ステーション
相談担当責任者	八箇 有希
受付時間	月曜日から金曜日/9時から17時
電話番号	0766-73-2719

## 13. 緊急時の対応

訪問看護サービスの提供を行っているときに利用者の容態に急変が生じた場合、必要に応じて応急手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡を取るなど必要な対応を講じます。

## 14. 事故発生時の対応

- ① 訪問看護サービスの提供により事故が発生した場合は、利用者の家族・主治医・居宅介護支援事業者・市町村等の連絡を行い、必要な措置賠償を行います。
- ② 賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行いません。
- ③ 事故が発生した場合、その原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じます。

#### 15. 感染予防のご協力について

当事業所では感染予防の観点から、訪問時にサービス前後で手洗いを行わせて頂いております。これに際して、洗面所等の使用の許可をお願い申し上げます。

#### 16. 虐待防止について

事業所は利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるよう努めるものとする。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- (5) 虐待防止委員会の設置及び委員会における検討結果の周知徹底

虐待防止に関する責任者	管理者	八箇有希
-------------	-----	------